《　学習資料　》

飯田市水道料金値上げに

反対します！

反対の「根拠」と、値上げせずに済む提案

2026･7

飯田市の水道料金値上げに反対する会

【一】 水道事業の「特質」を、あらためて考える

「公共事業」といわれるものの中には、水道事業も当然含まれ、学校・保育園・病院・公園・図書館・社会福祉施設などまた、道路・橋梁・河川などの管理運営も含まれています。それらの中でも、「水道事業」は、直接住民の生命と暮らしを支え、地域の経済活動を支えるために、一日たりとも欠かすことができない重要なものであることは言うまでもありません。「水」は公共の資源であり、水道事業は、「公共事業」の典型とも言えます。

水道事業の中で、排水管など施設・設備の老朽化への対応、それと同時に、専門家が警鐘を鳴らす、「南海トラフ巨大地震」に備える「耐震化」も急務となっています。

飯田市の水道事業が、将来にわたるまで、飯田市民の福利に十分貢献できるようにすることは、飯田市民の生命を預かり、地域の経済維持・発展のために、飯田市自治体行政が担うべき重要・重大な責務であると捉えることが肝腎であると考えます。このことは、「地方公共事業法、第三条・経営の基本原則」にも、**「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」**と、明記されている通りです。

長期に続く物価高騰の中で、位市民にとっては今回の水道料金値上げは、文字通りの生活苦の痛撃ともいえる過重な負担となります。

以上のことから考えれば、利用料金改定問題も含めてその水道事業の運営財源については、市民生活を守る視点で、基本から見直す必要があると考えます。

【二】今回の改定計画を検討する

① 今回の「値上げ」の「理由」

飯田市は、2026年3月23日、「飯田市上下水道事業審議会」に、2027年～2030年度の水道料金を平均18%値上げする改定案を諮問しました。諮問を受けた「審議会」は、2026年6月15日に、**「諮問どおりにすることが適当」**と答申しました。現在、「審議会」の答申内容が9月飯田市議会で議論されるための準備が進められています。

社会基盤の整備・管理・維持などの事業は、言うまでもなく、市民の命と暮らしを守り、地域の経済の維持・発展の土台となるものです。とりわけ水道事業が社会インフラの重要な構成要素の一つであるだけに今回の料金改定をめぐる「諮問」と「答申」について、一般市民は、強い関心を持っています。

「審議会」への諮問直後・2026年3月27日、飯田市水道局が・部長会議資料として提供した「水道料金の改定(値上げ)について」は、下記のように「改定(値上げ)」の理由を記しています。

「令和５年度に策定した『飯田市水道事業経営戦略（令和５年度改定）』は、令和５年度から28年度までの24年間を見据えた投資財政計画であり、令和８年度に見直しの時期を迎えます。

この間、急激な物価高騰等で社会を取り巻く環境は大きく変化し、当市の水道事業においても大な影響が懸念されます。水道ビジョンの基本目標である『安全でおいしい水道水を安定して供給していく』ため、また、将来にわたって持続可能な水道事業を運営していくためには、経営戦略を見直し、水道料金の改定（値上げ）が必要と判断しました。」

策定する「飯田市水道事業経営戦略（令和８年度改定）」（以下、「次期戦略」といいます）の計画期間は、令和９年度から32年度までの24年間とし、計画の見直し（料金改定の時）については、これまでの３年ごとから４年ごとに改めることとしました。

なお、長期（24年間）での料金改定を見込んだ収支見通しは、改定の考え方を整理したものであり、今後４年度ごとの経営状況（経営戦略の見直し）に合わせて再計算することとします。

そして、「今後の料金改定の考え方」として、下記のように記しています。

「これまでの実績と計画との乖離や、策定後の社会環境の変化等を踏まえ、今後の事業費や収支の見通し、料金のあり方等について総合的な検証を行いました。その結果、建設改良費の財源を確保し、水道事業を安定的に継続していくためには、黒字経営を維持し、利益を蓄えていくことが重要ですが、人口減少による水需要の低下、物価高騰による事業費の増加等により、現戦略を大幅に見直す必要があると判断しました。　（中略）　・・・、第１期が18%、２期が16%、３期が14%、４期が13%、５～６期が９%の改定水準になるという考え方を整理したものです。今後、４年ごとに経営状況（経営戦略の見直し）にあわせて再計算をしていきます。」

②　前回(2023 年時)改定の際の 値上げの「理由」を振り返る

3 年前・2023 年に飯田市は、以後 24 年間の「長期的計画」として、上水道使用料金を「改定」し、以前比で平均 18%の値上げを実施しました。この経緯を経ての今回の「改定」計画であることから、3 年前の試算根拠そのものが適正であったのかが問われることになります。「料金値上げ」だけの問題にとどまらず、「公共事業」の在り方についても、この機会にあらためて見直すべき課題なのではないかと考えます。

当時、改訂についての「諮問」は、その趣旨として、「令和５年度から 28 年度までの 24 年間の長期にわたる建設改良計画をやり遂げ、安全な水供給を持続させるため・・・この期間における収支見通し、利用料金のあり方を検討し・・・その結果、水道事業における財政基盤の強化が

必然となり、料金の値上げをお願いせざるを得ないとの判断に至りました。」としていました。

令和４年度に改定された飯田市水道局発行の「飯田市水道事業経営戦略」によれば、「料金回収率」や「有収率」あるいは「老朽化・管路更新率」などが、他の類似団体平均値と比較して、なぜ低いのか、などについてのいくつかの疑問はあったものの、将来を見据えた場合の、水道事業における財政基盤の強化の必然性、水道施設の維持管理・施設更新などの必要性について書かれていました。

当時、「諮問」をおこなった際に飯田市水道局は、「安全安心な水道水を安定して供給するために」として、収支見通しを「審議会」に対して、次のように示していました。

・耐震化費用　・・・・・・・・・　195 億 6.000 万円

・配水池等の更新費用　・・・・　163 億 8,100 万円

・妙琴浄水場更新費用　・・・・　111 億 5,900 万円　　計　471 億円　の財源が必要となる。

これを前提として、飯田市水道局は、財源を水道使用料金で賄う計画を示し、その結果、当時諮問を受けた「審議会」は、結論として、**「最初の３年間を 18%と厚くして、２回目以降を平準化して９%ずつの改定・・・この場合、期間中収益的収支に赤字は発生せず、経営も安定し、建設改良計画も成し遂げられる。」**との内容での答申を行い市議会でも了承されました。

③　前回の「試算」――　20 年間にわたる長期の利用者負担計画であった

2023 年時、飯田市は、審議会の答申をもとにして、令和７年度までの値上げを現状の 18%増とし、以後３年ごとに９%ずつ引き上げることにして、令和 25 年には利用者負担は、下記の表にあるように、約２倍になり、一般市民や営業事業者にとっては、大きな負担を目の前にして、不安が拡がり、短期間のとりくみながら３千筆を超える「署名運動」にまで拡がりました。

	現状	R５～7	R8～10	R11～13	R14～16	R17～19	R20～22	R23～25
値上げ率	1	1.18 倍	1.29 倍	1.40 倍	1.53 倍	1.67 倍	1.82 倍	1.98 倍
(現状を１としての値上げ率)		現状×1.18	前回×1.09	前回×1.09	前回×1.09	前回×1.09	前回×1.09	前回×1.09
平均世帯(円)	7,482	8,829	9,623	10,489	11,434	12,463	13,584	14,807

平均世帯 ： 世帯平均人数 2.4 人、口径 13 ㎜、使用水量 49 ㎥

④　今回示された、2027 年度からの「値上げ」の「試算」

下記のように、「引き上げ率」を徐々に「調整」しながらも、結局は、前回の計画と比較すれば、利用者負担は、より拡大する計画になっています。

「飯田市出納事業経営戦略(令和８年度改定版)の策定計画」によると、今回の「見直し」では、前回の**「471億円を49.3億円増加し、520.3億円が必要」**、と計算しています。また、これまでは3年単位での「見直し」がされていましたが、今後はその期間を4年にし、令和32年までの値上げの率を下記の表のように示しています。

	現在	1期 R9～12	2期 R13～16	3期 R17～20	4期 R21～24	5・6期 R25～32
値上げ率	―	18%増	+16%	+14%	+13%	+9%
	―	1.18倍	1.37倍	1.56倍	1.76倍	1.92倍
平均世帯(円)	8,832	10,422	12,089	13,781	15,573	16,975

⑤「値上げの根拠」についての 大いなる疑問

2026年3月の審議会への諮問の際、「諮問の主旨」として前回改定以後の経過を述べていますが、見落としてはならないのは、**「その後も人口減少に伴う給水事業の減少は続き、社会を取り巻く環境も大きく変わってきています。特に近年の急激な物価高騰は、施設の老朽化による更新や維持管理費用を増大させ、当市の水道事業運営に多大な影響を与えています。」**の記述です。

「人口減少」も「物価の高騰」についても、この３年間に突然生じたことではありません。

前回の利用料金引き上げの際も、**「水道事業の持続可能な運営のために」**との目的が記されていました。３年前の「検討」そのものが適切であったのかが、問われることは避けられません。

◎ 「人口減少」による有収水量の減少について

「令和７年国勢調査」による「人口速報集計」が、４月末に発表されましたが、飯田市の人口はこの５年間で7.7%の減少でした。飯田市総合計画「いいだ未来デザイン2028」では、2028年の人口予測を９万６千人としていましたが、「速報値」では、90,652千人で、５年前から7,512人減で「推計予測」を大幅に超える減少数となりました。世帯数も減少が進み、38,462世帯で、前回国勢調査比では441世帯の減少です。

このままでは飯田市水道利用量は、「人口減少」を主因となって減っていくことは十分に予測可能です。今年１月に「審議会」資料として提出された文書(資料№5)では、**「人口減少の進行や節水意識の高まりによる有収水量の減」**を20年後までに1.3%としています。人口減少予測が「推計予測」を超えていることから、有収水量減予測が1.3%減ではたして適切なのか、大いに疑問です。

「プール施設の老朽化」などを理由とする数多くの市内小中学校(小学校19校中14校、中学

校９校中７校)では水泳指導が民間企業に委託され、自校のプールは使用されていない状況です。昨年度から、３校増加となっており、今後自校プールの「閉鎖」は増加する見込みです。

「水泳指導」が教育的視点から、大きな問題を抱えることもさることながら、各学校でのプールへの使用水量が大幅に減少することは、有収水量の減少に大幅に拍車をかけるであろうことも容易に予想されることです。災害発生時での「水の確保」を目的とした学校プール施設の地域における重要性の点からも、この検討は欠かせないものと思われます。

◎　「人口減少」への「無策」について

もとより、人口減少は、水道利用量に影響するだけではなく、「生産人口」や「労働人口」など「経済活動」に危機的とも言われる多大な影響を与えるものとなっています。

しかし、今「決定的に」重要な問題は、「人口減少は、自然現象ではなく、政治によってもたらされた結果である」、ということに着目すべきだということです。いわば「人為的」な結果を「人為的」に解消・解決する方の必要性が行政に問いかけられているのです。

「人口減少」への「対策」どころか、最近では、「人口減少を前提に(県知事選挙での現職知事の発言)」など、人口増加に向けた方策をまるで投げ出したかのような姿勢にも、適切な批判が向けられることが少なくなったことは憂うべきことです。

全国的に「人口減少」が進行する中で、「都会」とされる地域では、「人口増加」が進み、「都市と地方の格差」がますます明瞭になっています。この「格差」の要因の一つとして、「最低賃金の地域差」も指摘されています。

「最低賃金」が相変わらず全国一律ではなく、東京都(A ランク)と長野県(B ランク)では、年間 316,800 円もの差が生じています。C ランクとされる高知県・宮崎県・沖縄県との比較では、年間 365,000 円もの賃金格差が生じています。月収の約２倍もの差が生じています。このように、「東京への一極集中」に象徴される大都市への人的・経済的集中はその反動として「地方の疲弊」を引き起こし、これも飯田市の「人口減少」の根本原因の一つになっていることを直視する必要があると考えます。

これらに対する根本的な解決策こそが行政に求められるのに、その解決策をしめさないままで水道事業に関してのみに「持続可能」の前途などある筈がないことは明らかです。

当然のことながら、前回「改定」時も、飯田市は人口減少の途上にあり、それを見越したうえでの料金値上げ計画だった筈です。

「人口減少は我が国の最重要課題」と口にはしながら、人口減少にとどめを刺し、「人口増加」を促す実効ある方策をとらない限り、このままでは、今後も「際限なく」水道料金の値上げは必要となります、さらに、全国各地で「水道事業の民営化」や「水道事業の広域化」が、当然のこととして取り入れられていくことに強い危惧を持ちます。

今回の「諮問」にも、また、「審議会」の「答申」にも、人口問題に斬りこむような施策が市民に提供できなかったことは、極めて残念なことです。人口減少が無為無策のまま進行するには、「ここに住み続けている者」が、果てしなくその「負の遺産」を背負い続け「穴埋め」をし続けることになります。行政が政治の無策の始末を「生き延びている者」「ここに住み続けている者」に、転嫁し続けると言わざるを得ません。

◎　「物価高騰」について

「物価高騰」を値上げの理由としていることにも、大きな疑問を持ちます。特に、2020年代に入り、エネルギー・食料・輸入原材料の値上がりと円安などを背景に、消費者物価指数が年2～3%台の上昇を続け、前回「改定」の2023年当時も、「円安」によって海外からの輸入物資の高騰のさ中でした。現在では、「ほとんどすべての物」の価格が高い伸びを続けている状況は、この数年で突然急激に生じたことではなく、前回時でも当然予測が可能だった筈です。

トランプ大統領による身勝手な「関税引き上げ」や、アメリカとイスラエルのイランへの暴力的な攻撃をきっかけにして発生した原油価格の急上昇と石油由来の物価高騰の加速など、2023年では予測ができなかった要因があるものの、「円安」の継続は予測ができ、「デフレ脱却」を目指した「インフレ」による物価高は、専門家ならずとも一般市民でさえ予測ができたのです。あれから3年経過した現在、「物価高騰」を水道料金の引き上げの「理由」の根拠にするのは、不見識そのものと言わざるを得ません。

今年1月に、「審議会」に資料として提出した文書(資料No.5)・今後24年間の「費用(収支的支出)の見直し」欄の「建設維持管理等経費」では、物価高騰による上昇率を16.0%と見込んでいます。費用全体で「149億円の増加」としていますが、**「今後どのように推移・上昇するのか、まったくの不透明なままです。」**と、あります。

このことから、料金引き上げの「理由」となる問題への「根本的」といえる対策を講じないまま、水道利用者への負担を求めることは納得できません。このままでは、文字通り「際限なく」利用者の負担は継続されることになり、まさに水道事業そのものの「持続可能性」は絵空事になってしまい、市民生活の「持続可能性」は、確実に低下する一方となります。

しかし、「物価高騰」の主要な原因が、国際為替の中での「円相場の下落」や円安による輸入物資価格の相対的な高騰などは、一自治体の裁量で解決できるものではありません。だからといって「災難」として諦めることは許されません。大切なことは、自治体の意志を国に直接示すことです。地方自治が「地方と国の対等関係」の理念を示していることから、「国のいいなり」ではなく、「住民の利益を第一義的に守る」との立場を堅持して、飯田市長を先頭にして、飯田市議会議長も同行して、「国土交通省」「総務省」「厚生労働省」などへ出向き、「強力な申し入れ」あるいは市長を筆頭とする「署名活動」などで、国の大巾な補助金を獲得する活動など、敢、

行することを強く求めます。

◎　水道事業の「独立採算の原則」について

前回、市長への「要望」の折に、佐藤市長は、「水道事業は、独立採算が原則」、との言葉を口にしていました。2026年5月末に市内全世帯に配布された「広報いいだ・6月号」には、「水道週間」のキャンペーンが掲載されました。同時にそのページ(9ページ)には、**「安全で安心な水道水をお届けするために」**として、**「・・・上下水道事業は、利用者の皆さまが払う「料金・使用料」で運営される「独立採算」という仕組みで成り立っており、将来にわたり安心・安全な水道水をお届けするためには、必要なご負担についてもお願いしなくてはなりません・・・」**の一文が記されていました。「赤字は利用者の負担で補う」、つまりは、「受益者負担」を水道事業の「大原則」にしているのです。「独立採算原則」そのものの見直しが求められています。

埼玉県八潮市での下水管設備の老朽化による大事故にみられるように、今、全国各地で、上下水道の改修・更新・耐震化が急がれています。その際の「問題」が、「水道料金の値上げ」です。物価高騰の中での水道使用料金の値上げは、市民生活と、企業の生産活動に大きな影響を及ぼすだけに、「値上げ反対」の声は、今までに増して大きなものになっています。

「値上げどころか、値下げしてほしい。」という市民の要望に対して、各地の行政当局は、ほとんど例外なく、「水道事業は、独立採算制なので」と、門前払いをしています。飯田市でも同様です。しかし、はたして「水道事業」は「独立採算を原則」とすべきものなのでしょうか。

◎　「地方公営企業法」で読む「水道事業財政」

飯田市の水道事業も「地方公営企業法」に沿って運営されています。しかし、この法律の中には、「独立採算を原則にする」などという文言にはどこにも見当たりません。

「第三章・第十七条」には「特別会計」に関する条文が記載され、**「地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする」**と記され、さらに、同条・二(経費の負担の原則)には、**「次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。」**とあり、**「一　、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費　二、当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費」**と明記されています。

そして、「同十七条の二の2」には、**「地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。」**とあります。ここで、この条文

の前半部分、**「その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き」**を「わざわざ」無視して、後半部分の**「当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。」**の法文を「独立採算の原則」として「読み替え」ているのではないでしょうか。

「第十七条の三(補助)」には、「一般会計」と「公営企業会計」の関係について、**「地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。」**と書かれています。「第十八条」には、**「地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。」**とまで書かれているのです。「地方公営企業法」の財務運営に関しては「第三章・第十七条～第三十五条」に示されていますが、どの条文にも、「独立採算」の言葉はなく、ましてや、これが制度であるかのような表現となる「独立採算制」との文言も見当たりません。それなのに、堂々と闊歩しているのです。

市長をはじめとして地方自治に携わる行政担当者はもちろん、職務履行の上で、これらの法律に精通していなければならない筈です。それを承知の上で、**「独立採算だから、利用者が負担すべきが大原則」**であるかのように宣伝しているのです。そのために、「受益者負担は当然」と今回の値上げを認めてしまう市民が一人でも生み出されるかもしれないことを思うと、腹立たしくも思う以前に、公務員としての資格と資質が強く問われていることを強調されるべきだと考えます。

「審議会」による答申での「付帯意見」に**「物価高騰の影響を独立採算という枠組みの中だけで解決していくには制度的に無理があることから、国や県等の関係機関又は市に対し、必要な支援を働きかけられたい。」**と記されていることにも注目する必要があると考えます。

「公共事業」の運営は、「事業の持続可能性の担保」は不可欠ですが、「大前提」として、「市民生活の維持・向上」が掲げられるべきです。「受益者負担」の原則なるものを公共事業運営に持ちこめば、地域の公民館の維持管理、小中学校を含めての地域の公共施設の維持管理、さらには、「公共設備」である道路・橋・河川の維持管理などにも拡大されないとは言い切れません。

一人ひとりの市民が自ら「受益者」であるか否かを容易に選択できない公共の事業に「受益者負担」を当然のように持ちこむことこそ、公共の利益から大きく逸脱することになります。

今回計画された「水道料金の値上げによる利用者負担増」は、多くの市民にとっては決して軽微なものではありません。富裕な暮らしをしている一部の人を除いて、すでに度重なる物価高が暮らしを直撃している中での、まさに追い打ちをかけるかのような水道料金の大幅な値上げは、多くの市民と、「水」を不可欠として営業される企業や商店にとっては文字通り死活問題となり、到底受け入れることはできないものだと考えます。

◎　「答申」に見る付帯意見について

「審議会」は、「答申」の際、下記の「付帯意見」を付け加えました。

３月に「諮問」を受け、３ヶ月にも満たない６月、短期間での「答申」までの議論の過程がどのようなものであったのか、はたして市民の立場での「丁々発止」の活発な議論の末の「答申」であったのかは、一般市民には推察さえできません。「審議会会議録」を精読する限り、市の側に沿った議論であったのかは、疑問が生じますが、「答申」に、下記のように５項目から成る「付帯意見」を書き添えたことは評できます。「・・・検討されたい。」「・・・働きかけられたい。」「・・・進められたい。」「・・・努められたい。」などと「要望」を受けた市長はじめ水道行政担当者が、これにどのように「対処」するのかが、注目されるところです。

一般的に「付帯意見」「付帯決議」などは、「全面的に賛成ではないが、強く反対もできない」との「あいまいな意志表示」としてなされ場合がおおいようです。先に述べてきた人口減少・物価高騰」などについての根本的な方策を行政当局と同様に審議会自身も言及できなかった、いわば、「言い訳」のようにも感じます。

(1) 近年の物価高騰は異常な状況にあり、あらゆる生活必需品の価格が上昇し続けている。水道料金の値上げは市民生活への負担が更に増すことになるため、飯田市として物価高騰に対する何らかの負担軽減策を検討されたい。

(2) 物価高騰の影響を、独立採算という枠組みの中だけで解決していくには制度的に無理があることから、国や県等の関係機関又は市に対し必要な支援を働きかけられたい。

(3) 今後24年間の建設改良計画を着実に実施し、将来にわたって水道事業を維持していくための組織づくりや事業費の抑制、効果的な維持管理、財源確保等に引き続き努められたい。また、官民連携等、新たな事業形態の先進事例等についても情報収集を進められたい。

(4) 水道の仕組みや事業を取り巻く環境あるいは水道施設や経営状況等に関する情報発信を行い、市民への周知や理解に努められたい。

(5) 水需要の拡大に結び付く積極的な施策の検討を進められたい。

◎　住民の暮らしを守る「行政の責任」が問われる

先に示した、飯田市水道局が「部長会議」に資料として提供した「水道料金の改定(値上げ)について」には、**「この間、急激な物価高騰等で社会を取り巻く環境は大きく変化し、当市の水道事業においても大な影響が懸念されます。」**の文言もあります。

社会を取り巻く環境の大きな変化に、一人ひとりの市民レベルでは、ただただ不安にさらされながら時の経過をじっと待つか、あるいは、諦めるしかありません。「行政担当者」もが、

「急激な変化」にそのまま無力で翻弄されてしまっては、市民としては立つ瀬がないばかりか、飯田市行政が「急激な変化」にそのまま一般市民と一緒になって翻弄されるのでは、市民を守るべき「行政の責任」の放棄となります。**「物価値上げなので、値上げ分を市民の負担で」**では行政の施策とは断じて言うことはできません。

「物価高騰」に対しても、「人口減少」に対しても、市民の誰もが十分に納得できる施策を講じた上での「値上げ策」ならばいざ知らず、文字通りの「責任転嫁」の今回の「値上げ」には、到底同意することはできません。

市民への「周知徹底」についても、行政はその責任を確実に果たすことを強く求めます。先に示したように、「広報いいだ」誌には、**「ご理解とご協力を・・・」**と書いてはあるものの、ここに至った経緯や値上げの理由についての分かりやすい文言は、見受けられません。また、「審議会」の答申付帯意見にあるように**「・・・市民への周知や理解に努められたい。」**とありながら、今に至るまで、一般市民に向けた周知のための方策はないままです。

【三】 飯田市議会がすべきこと、議員としての良識ある判断を求めます

6月15日に審議会からの「答申」を受け、担当部局は8月に召集する「飯田市議会」に向けての資料作成に汗を流していることと思います。今回の値上げの実施の可否は、市議会での議決によるものだけに、市議会議員の市民に対する責任はきわめて大きいものがあります。

水道問題に限らず、しかるべき「審議会」に諮問しそれを受けた「審議会」が答申したものは、その時点で「決まったもの」と捉えられることが多いようにも見聞きします。

市民からの「異議あり」の声が挙がったものの「審議会で決まったものを今さら・・・」と考える議員もいるとのとのことも耳にします。

この際、「負担緩和の軽減策」ではなく、「水道事業経営はいかにあるべきか」との大きな視点での判断を切に願っています。

① これまでの収支見通しは「適正」なものであったのかの検証を

この3年間の水道事業の「収支見通し」が、前回予想された通りのものであったのかの正確な「検証」が果たしてされたのか疑問があります。今回の「諮問」が2027年から2030年までの実施を求めているようですが、計画全体は2046年までの今後24年間を視野にいれていることから、市議会が、「審議会」の答申を得て、収支見通しの根拠となる事業費についての「検証」を行うことを、一般市民は期待を持って注視します。

② 財源確保にあたって、利用者負担を前提にすべきではない

水質管理や漏水防止などの日常的な「メンテナンス」や、限定的な小規模改良工事などを別

にして、「耐震化」や「施設更新」などの大規模な改修・改良事業を実施するにあたり、利用者の負担増を主たる財源で賄うことは、財政運営に責任をもつ自治体行政の「責任放棄」と捉えられ、市民や関係団体からの強い批判を免れるものではないと考えます。

当時、佐藤市長は「できる限り市民への影響を緩和する方策」として、「原案」での値上げ時期を数か月「先延ばし」をする「策」で「乗り切り」ました。しかし、「利用者負担」を前提にした上では、結局は、その「軽減策」は、将来にわたっての「緩和策」にはなりえず、今日を迎えたのではないでしょうか。今回の「改定」もまた、市民への負担の継続へと道を開くものとなります。

飯田市が、「人口増加」を目指して移住者を獲得するために、「愛され、選ばれる未来」をスローガンに据えても、自治体インフラの管理状況や市民税なども含めての住民の負担が重い自治体は、この選出からは外されることになるでしょう。「移住したい」どころか、今後、「他の地域への移住を希望する市民」が多発するのではないかとの不安さえ感じるのです。

③ 第一義的に必要なのは飯田市一般財源からの「繰り入れ」、
さらには、「一般会計歳出項目への組み入れ」を徹底的に議論すること

5月末に市内全世帯に配布された「広報いいだ」には、次のように示されていました。**「・・・・・上下水道事業は、利用者の皆さまが払う『料金・使用料』で運営される、『独立採算』という仕組みで成り立っており、将来にわたり安心・安全な水道水をお届けするためには、必要なご負担についてもお願いしなくてはなりません。皆さまの大切なライフラインを次世代へ引き継ぐために、ご理解とご協力を・・・・・。」**（2026.6「広報いいだ」誌9ページ）

「受益者負担」を原則として市民負担を当然の前提にするこの「あり方」そのものの見直しが求められるのではないかと考えます。

「独立採算の原則」なるものを、このまま踏襲すれば、当然のこととして「利用者負担」が運営財源の確保には不可欠の条件となり続けます。基本財政としての「一般財源からの計画的繰り入れ」がどうしても必要となります。そのために、一般会計収支を抜本的に見直し、水道運営財源を利用者に負担を与えない方策を考えるべきです。前回しめされた「471億円」の捻出にあたり、一般会計のあり方そのものの検討」をしなかったことに今回の「改定」の原因の一つがあるとあらためて考えます。たとえば、現在は、0.24%(R6年度)ですが、一般会計財政の年間予算額の 3～4%(約 20 億円程度)を水道事業に繰り入れることを可能とすれば、利用者に負担をかける必要はなくなります。予算計画を真剣に検討することが必要なのではないでしょうか。

④ 「値上げ」によらないための「方策」を

「日常の給水費用は利用者による料金負担が基本」を原則としつつも、公共性が特に高い経費については、国や県の補助金、市の一般会計など、公費で支えることも検討する必要があると考えます。公費での支援・負担が検討されるべき主な項目としては、・大規模地震に備える耐震化、災害時の応急給水設備　・病院、学校、避難所等への重要管路　・消火栓の設置や維持管理　・人口の少ない中山間地域の水道維持　・国の政策としての安全対策や急激な物価高騰対策などが上げられます。

これらの項目事項について、厳密な検討がなされれば、今後も続くであろう「人口減少」や「物価高騰」へも、長期的視野で対策が可能となるのではないでしょうか。

併せて、水道料金の利用者負担が大きいため、たとえば、低所得世帯への負担軽減や福祉施設や事業者への一時的な支援策も必要です。

⑤　飯田市議会として、国・県の「支援」・「補助」の強化を強く要請すること

自治体運営の水道事業の財源問題は、現在、全国各地で共通する課題となっています。水道施設の老朽化・耐震化・維持改修などの財源確保についても、各地で共通の「悩み」をかかえていることも承知しています。だからこそ、水道事業に対応するための財政補助を、当然、県民の生命と暮らしに責任をもつ県行政にも、強く要請する必要があります。

「使用料金での対応」では、もはや限界あることから、今こそ「地方公営企業法」への対応を含めて、財務省、厚労省、国交省、総務省などへの財政補助を県担当部局と一体となって、要請することも重要だと考えます。

しかも、「値上げ」の「理由」とされる、人口減少問題も物価高騰問題も、政府による内政・外交によってもたらされたことから、「人口増加」「物価価格の鎮静化」などへ向けての政策転換を求める国への要望は必須のこととなります。

市民への「周知徹底」についても、行政はその責任を充分に果たしていないことから、飯田市議会の総意として、この重要な件について飯田市理事者に、市民への文字通りの周知徹底を確実に履行するよう、強く求めていただきたいと思います。

あわせて、飯田市議会が「地域の持続可能性」の確保のために、「人口減少」にストップをかけ、この際、人口増加への道筋を市民にあきらかにすることを望みます。

議会は、住民のいのちと暮らしを守る「防波堤」になるべき責任を負っていることを常に胆に銘じていただきたいと心から願っています。

(2026.7)